

財務省第11入札等監視委員会

令和6年度第4回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和7年6月25日(水) 四国財務局 南607会議室	
委員	委員長 藤本 邦人 (アローズ法律事務所 弁護士) 委員 安井 敏晃 (国立大学法人香川大学経済学部 教授) 委員 久保 誉一 (有限責任監査法人トーマツ 公認会計士)	
審議対象期間	令和7年1月1日(水)～令和7年3月31日(月)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	3件	契約件名: 松山税務署 照明改修工事 契約相手方: シンカ株式会社 (法人番号1290001001769) 契約金額: 12,562,000円 契約締結日: 令和7年3月27日 担当部局: 高松国税局
		契約件名: 令和6年度三条住宅給水管改修工事 契約相手方: 株式会社広瀬住宅総合サービス (法人番号1470001003524) 契約金額: 10,945,000円 契約締結日: 令和7年1月10日 担当部局: 四国財務局
		契約件名: 令和6年度高松市松島町所在国有建物解体撤去工事 契約相手方: 株式会社宮本組 (法人番号4120001021830) 契約金額: 185,680,000円 契約締結日: 令和7年3月10日 担当部局: 四国財務局
随意契約(公共工事)	—	—
競争入札(物品役務等)	—	—
随意契約(物品役務等)	1件	契約件名: 高松国税総合庁舎入退館管理における機器等の更新、賃貸借及び入退館管理システム保守業務 契約相手方: 株式会社J E C C (法人番号2010001033475) 契約金額: 36,189,120円 契約締結日: 令和7年3月24日 担当部局: 高松国税局
応札(応募)業者数1者関連	2件	契約件名: 令和6年度三条住宅給水管改修工事 契約件名: 高松国税総合庁舎入退館管理における機器等の更新、賃貸借及び入退館管理システム保守業務
委員からの意見・質問、それに対する回答等	次葉以降のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【案件1】 「松山税務署 照明改修工事」 契約相手方：シンカ株式会社 契約金額：12,562,000円 契約締結日：令和7年3月27日 担当部局：高松国税局</p> <p>落札率が低い理由は。</p> <p>工事内容は何か、蛍光灯のみの交換か。</p> <p>改修前の蛍光灯の在庫は無駄なく使用しているか。</p> <p>四国管内の税務署の照明改修工事の進捗状況は。</p>	<p>部材を中心とする直接工事費については、市販の積算資料及び別途発注した設計図書作成業務の成果物を、共通仮設費や現場管理費、一般管理費の共通費については、公共建築工事共通費積算基準を参考として予定価格を算定している。</p> <p>落札業者は、部材を安価に仕入れることができたこと、また、過去に税務署の照明工事を施工した経験により効率的に作業ができることにより労務費を削減できたことから、落札率が低かったと考えている。</p> <p>照明改修工事は、長く使用することを前提に設計業務を発注し、改修内容等を設計して、照明器具を交換している。</p> <p>四国管内の税務署で、改修工事が終わっていない税務署があるため、そこに融通し、無駄にならないようにしている。</p> <p>四国管内の税務署は26署あり、令和6年3月末時点で17署が終わり、進捗率が約65%となっている。</p>

【案件2】

「令和6年度三条住宅給水管改修工事」

契約相手方 : 株式会社広瀬住宅総合サービス

契約金額 : 10,945,000円

契約締結日 : 令和7年1月10日

担当部局 : 四国財務局

1者応札となった理由はなにか。

再度公告を行うにあたり、予定価格は変更したのか。変更したのであればその理由はなにか。

再度公告を行うにあたり、当初公告と同じ仕様でありながら、当初公告が不落となったことを理由に予定価格を引き上げることはあるのか。

本件は、当初公告が不落となり再度公告となった案件である。当初入札に参加した業者に、再度公告では参加しなかった理由を確認したところ、工期が少し厳しいことや、他の案件も受注しており、年度末にかけて作業員のやり繰りが大変なため人件費が高くなってしまふことを考慮したため、との回答があった。

よって、当局としては、再度公告により契約が後ろ倒しとなったことが、1者応札となった理由と考えている。

本件の工事では、敷地内の地面を掘削するため、発生する土の処分が必要となる。

当初公告では、工事現場から搬出し処分する仕様とされていたが、場内で仮置き場を確保できるようになったため、多くの土を敷地内へ埋め戻して再利用するように変更したことが大きな変更点である。

また、これに伴い、予定価格に変更があったものである。

部材等の実勢価格が大幅に上昇したような場合などで予定価格を見直すことはあるが、当初公告が不落となったことを理由に予定価格を引き上げることはない。

【案件3】

「高松国税総合庁舎入退館管理における機器等の更新、貸借及び入退館管理システム保守業務」

契約相手方：株式会社J E C C

契約金額：36,189,120円

契約締結日：令和7年3月24日

担当部局：高松国税局

過去の保守料と今回の保守料の価格に変動はあるのか。

当初の契約は月額100万円で4年間の契約金額が4,800万円、前回の契約は月額464,200円で1年間の契約金額が約560万円、今回の契約が月額753,940円で4年間の契約金額が約3,600万円であった。

今回は、メインとなるサーバーや制御するパソコン等の機器を更新することになっているため、月額金額が前回に比べて高くなっている。

公募の場合と入札する場合の選択は、どのようにしているか。

契約可能な相手方が複数存在する場合は入札し、入札業者が複数存在するか否かが不明の場合は、広く参加者を募るため公募をしている。

公募の場合、申込者が1者の場合は随意契約となり、複数存在する場合は入札に移行する。

本案件は、特殊な案件であり、契約可能な相手が複数存在するか否かが不明ということで、公募を行った。

長期間の利用を予定しているリース物件について、長期の契約をしないのか。

長期の契約は想定されるが、複数年契約をするためには、国庫債務負担行為という制度を利用する必要があり、この場合、契約できる年数は最長5年となる。

【案件4】

「令和6年度高松市松島町所在国有建物解体撤去工事」

契約相手方 : 株式会社宮本組

契約金額 : 185,680,000円

契約締結日 : 令和7年3月10日

担当部局 : 四国財務局

予定価格の算出方法は。

落札率が低い理由は。

予定価格は、令和3年度に実施した設計委託業務の成果による設計図及び工事数量を基に市場価格調査を実施し、決定している。

落札した株式会社宮本組によると、「解体撤去工事を本業とし、長年の官公庁の受注実績もあり、効率的に工事を行うことができ、工程の圧縮・工夫により工事費の圧縮が可能であること」や、「長期間の取引及び信頼関係のある協力会社があること」、「工種が少なく工種間で歩調を合わせることが容易であること」、「配置予定技術者の手持ち工事が無い時期であること」などから、低廉な価格で入札ができたとのことである。